

告 示

埼玉県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和元年八月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業 深谷公共下水道

三 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十二号、平成十三年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に深谷市黒田字上反並びに永田字久保、字仲居前及び字上永田前を加え、当該事業地のうち深谷市黒田字下反地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十二号、平成十三年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に深谷市黒田字上反及び字下反を加える。

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第三百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十二号、平成十三年埼玉県告示第三百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号の事業地に深谷市黒田字上反並びに永田字久保、字仲居前及び字上永田前を加え、当該事業地のうち深谷市黒田字下反地内において事業地を変更する。